

# 鷹栖町で農業を始めるためには

農業を始めるためには、町や農業関係機関などとの就農相談、受入農家などの経営面・技術面の研修、農地・住まいの確保など農業者となるまで、思っている以上にたくさんのことがあります。通常農業経営を始めるまでに2~3年、経営が安定するまでに5年以上必要と言われています。それぞれの市町村で就農までの流れ、期間などは違いますが、本町の目安は、次を参考にしてください。



## 相談時の受入審査基準

受入人数	2名/年
年齢	18歳以上45歳未満
性別	男女問わず
家族構成	世帯優先(単身も可)
自己資金	目安は500万円以上だが、以下でも可
推奨品目	きゅうり、トマト、水稻
栽培方法	慣行栽培が原則

## 主な研修内容

### 農業技術研修

受入農家の実践研修(水稻+受入農家の主な作物)  
※受入農家以外での短期的な研修も可能(町の補助事業あります)

### 座学・事務研修

上川農業改良普及センターや民間企業などが主催する研修会

※有機・無農薬栽培などの農法は、就農してから経営者の選択肢の一つになります。  
※研修期間は原則2年としていますが、状況によっては延長することも可能です。

## 研修中の生活モデル(参考)

パターク① 夫婦2人の場合(支出の扶養家族=50万円/人で精算)

収入	農業次世代人材育成資金	150万円×2人=300万円(研修1人の場合は150万円)
支出	生活費(家賃含む)	200万円(本人120万円+扶養家族50万円+家賃30万円)
差引		100万円(研修1人の場合=▲50万円)

パターク② 夫婦2人+子共1人の場合

収入	農業次世代人材育成資金	150万円×2人=300万円(研修1人の場合は150万円)
支出	生活費(家賃含む)	250万円(本人120万円+扶養家族100万円+家賃30万円)
差引		50万円(研修1人の場合=▲100万円)

## 新規就農開始時営業モデル(参考)

きゅうり	きゅうり+水稻	原料用トマト+水稻	水稻	酪農+畜産

※本町ではこの他にも10種類以上の営農類型があります。※開始時の農業所得については、上記の営農モデルの作付する面積などで変わっていきます。  
※将来的に品目・面積を増やすなど規模拡大は、本次第で自由に進めていくことになります。

## 主要作物の農業所得(参考)

作物	10a(300坪)当りの農業所得	目標農業所得(1,200坪)
きゅうり	1,235千円	4,940千円
ジュース用トマト	610千円	2,440千円

※あくまでも目安であり、収量、単価の増減によって変わることもあります。※10a当りの収量は、きゅうり(16t)、ジュース用トマト(10t)で積算しています。

## 新規就農向けの補助事業

### 町の補助事業

※対象: 18歳以上45歳未満

事業名	内 容	助成額等
就農支援事業	新規就農してから3年間助成	200千円/年
学校研修事業	北海道立農業大学校などでの研修費用の助成	8/10以内
就農研修事業	研修生の3か月以上の研修支援	受入農家に対して、100千円/月/人 ※夫婦で150千円/月/人
農業体験事業	短期間の農業体験への助成	受入農家に対して、1人当たり3千円/日
法人研修事業	研修生が生産法人での実習研修への助成 (補助期間: 3年間以内) ※他制度優先	研修生に支払う賃金の 2/3以内 (上限100千円)
資格取得事業	大型免許、大型特殊免許、農業簿記など農業 経営に必要と認められる資格	取得費用の1/2以内
経営基盤整備事業	就農支援事業の3年助成終了後、3年以内に取 得した機械施設に係る資金返済について助成 (条件) 補助対象融資限度額: 2,000万円以内 対象資金: 制度資金で償還期間は10年以内	当該償還期間を 超えない範囲内で、 当該年償還元金の 1/4以内に助成
家賃助成事業	研修期間など、就農後3年以内	家賃の1/2以内(上限あり)

### その他の補助事業

#### 農業次世代人材育成資金

研修中  
2年間150万円/人、  
就農後  
5年間150万円/人が  
給付される制度です。

#### 農の雇用事業

受入農家に対して  
最大10万円が支給  
される制度です。

※ともに所得要件や受入農家の  
経営体などの詳細の要件が  
あります。

※農業次世代人材育成資金とは、  
旧青年就農給付金のことです。